

仕 様 書

1 件名

第3期我孫子市国民健康保険データヘルス計画および第4期我孫子市特定健康診査等実施計画策定支援業務委託

2 目的

「第3期我孫子市国民健康保険データヘルス計画および第4期我孫子市特定健康診査等実施計画策定支援業務委託」（以下「本事業」という。）は、平成30年3月に策定した「第2期我孫子市国民健康保険データヘルス計画／第3期我孫子市特定健康診査等実施計画」（以下「前期計画」という。）の計画期間が令和5年度末をもって満了することに伴い、「第3期我孫子市国民健康保険データヘルス計画／第4期我孫子市特定健康診査等実施計画」（以下「次期計画」という。）を策定することを目的とする。

3 概要

本事業は、我孫子市（以下「甲」という。）が提供するデータ及びこの仕様書に基づき、専門性を有する事業者（以下「乙」という。）が委託を受け、次期計画の策定を行う。

次期計画を策定するに当たっては、データヘルス計画と特定健康診査等実施計画を一体的に作成することとする。また、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な計画となるよう、前期計画のうち令和2年度以降の取組を評価し、改めて特定健康診査やレセプトデータ等の健康・医療情報を活用して被保険者の健康状態や医療費の現状を分析・把握することで、新たな課題又は継続的な課題を抽出し、その課題に対して必要に応じた見直しを図ることとする。

4 履行期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

5 提供するデータ

甲から乙に提供するデータは以下のとおりとする。

(1) 国保データベース（KDB）システム突合CSVデータ

令和2年4月診療分～令和5年3月診療分（36か月分）

（千葉県国民健康保険団体連合会から我孫子市へ提供されたもの）

ファイル形式 可変長、CSV形式（改行コード付）
文字コード UTF-8
ファイル名 GYYMM_1_KDB被保険者台帳_全項目抽出、CSV（最新1月分）
GYYMM_2_健診結果、CSV
GYYMM_3_医療レセプト管理、CSV
GYYMM_4_医療傷病名、CSV
GYYMM_5_医療摘要、CSV
GYYMM_6_医療最大医療資源ICD別点数、CSV
GYYMM_7_介護給付基本実績、CSV

（※ GYYMMには対象処理月を和暦で設定）

- (2) 国保データベース（KDB）システム帳票CSVデータ
令和2年度～令和4年度分（令和4年度分のデータは、令和5年4月処理分）
- (3) 重複頻回受診対象者CSVデータ
（千葉県国民健康保険団体連合会から我孫子市へ提供されたもの）
- (4) 地区割コード一覧
- (5) 第2期我孫子市国民健康保険データヘルス計画中間評価書
- (6) その他、分析等に必要と認められるデータで、甲が提供可能なもの

6 業務内容

(1) 情報収集業務

乙は、次期計画の前提となる以下の法令等をはじめ、変化の著しい国の動向や、先進自治体に関する最新情報を収集するとともに、計画策定に資する調査等を実施する。

- ア 「高齢者の医療の確保に関する法律」及び「健康日本21（第二次）」
- イ 「データヘルス計画作成の手引き」（国保分・高齢者分）に関する情報
- ウ 「特定健診・特定保健指導の在り方に関する検討会」に関する情報
- エ 「保険者による健診・保健指導等に関する検討会」に関する情報
- オ 医療制度改正に関する一連の法改正等に関する情報
- カ 「第3期千葉県における健康福祉の取り組みと医療費の見通しに関する計画」、「千葉県保健医療計画」及び「健康ちば21」等、千葉県の計画に関する情報
- キ 保険者努力支援制度に関する情報
- ク 「個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブを提供する取り組みに係るガイドライン」に関する情報
- ケ 他自治体及び他団体の取組みに関する情報

- コ 近隣市や同規模自治体の過去の計画、第3期データヘルス計画および第4期特定健康診査等実施計画作成状況、保健事業における評価指標の設定などについての調査
- サ 千葉県国民健康保険団体連合会 保健事業支援・評価委員会に関する情報
- シ 厚生労働省に関する情報
- ス その他必要な情報

(2) 計画の基礎となる現状分析

乙は、甲から提供されたデータ等を活用し、次のとおり保険者の特性把握及び分析を行うこと。なお、分析を行うに当たっては、分析定義について甲乙協議の上決定し、必要に応じて追加分析を行う。

ア 基礎統計

イ 医療費に関する分析

総医療費、医療費推移、年齢別、性別、1人当たり、高額医療費、入院・外来別等

ウ 生活習慣病に係る医療費に関する分析

エ ジェネリック医薬品に関する分析

オ 人工透析患者及び糖尿病患者に関する分析

カ 重複・頻回受診に関する分析

キ 治療中断者に関する分析

ク 特定健診・特定保健指導を軸にしたリスク別分析

特定健診受診群と非受診群の医療費、特定保健指導利用群と未利用群の医療費、特定健診受診群と非受診群それぞれの生活習慣病治療中者の割合および治療中者に係る受診先医療機関の分布（市内・市外）、特定保健指導利用群と未利用群それぞれの健診結果（BMI、血圧、脂質、血糖、腎機能）（中央値）の推移

ケ 地区別分析

コ その他被保険者の健康保持増進及び医療費の適正化に資する分析

(3) 前期計画の令和2年度以降の事業評価

前期計画の令和2年度以降における目標達成状況及び評価を行うこと。

(4) 構成案の作成

計画を構成する章立てのパターンを2案以上提案すること。

(5) 計画案の作成

データ分析に基づき課題となる分析結果を示すとともに、令和2年度以降の前期計画の事業評価を踏まえ、課題に対応した事業実施の提案又は既存事業の改善手法の提案を行うこと。また、提案の際は次の点に留意し、甲が協議、決定した内容に基づき追記や変更が容易にできるようにすること。

ア 背景の整理

我孫子市国民健康保険の被保険者の特性を把握し、現在実施している保健事業の状況について整理を行う。

イ 健康・医療情報の分析結果に基づく健康課題の把握

現状分析の結果から被保険者の健康状態と疾患構成を明らかにし、我孫子市国民健康保険の健康課題を把握すること。国や都道府県の平均や同規模保険者との比較を行うこと。

ウ 目的・目標の設定

問題・課題に対する保健事業について、目的・目標を設定する。

エ 保健事業の実施計画

目標達成に向けた取組み案について検討し提案する。

オ 保健事業実施計画の評価方法

評価指標の設定及び評価方法を提案する。

カ 保健事業実施計画の見直し

各種保健事業の目的・目標の達成状況について、評価の時期や見直しについて検討し提案する。

キ 個人情報の保護

個人情報の取扱いについて記載する。

ク その他計画作成に当たっての留意事項

既存の計画との連携を図り、関係部署及び関係機関との協議、千葉県国民健康保険団体連合会評価委員会からの意見等に関して支援する。

(6) 評価指標の提案

(5)の提案内容について、当市職員が甲にて管理するデータベースで経年評価が行えるような指標を提案する。甲が管理するデータベースの仕様等については別途調整することとする。

提案する評価指標については、経年変化のほか、国、県、同規模保険者と比較ができるようにすること。

7 納品物

乙は以下のものを納品すること。なお、指定以外のソフトウェアや用紙サイズ等を使用する場合は、甲の許可を得ること。また、電子媒体については、甲が編集することが可能であるデータ形式であり、白黒印刷でも内容が分かりやすいように配慮して作成すること。

- (1) データヘルス計画（中間報告）
形式：電子媒体（CD-R）1部（Microsoft PowerPoint）
- (2) データヘルス計画（概要）
形式：電子媒体（CD-R）1部（Microsoft PowerPoint）
- (3) データヘルス計画（最終報告書）
形式：電子媒体（CD-R）1部（Microsoft PowerPoint）、紙媒体100部（A4判、
カラー印刷で製本）
- (4) データ分析で得られた統計資料等
形式：電子媒体（CD-R）1部（Microsoft Excel）
- (5) 甲から提供したデータ及び作成したデータベース等の返還
返還方法については、甲乙協議の上定める。

8 納期

乙は、納品物等について、以下のとおり納品すること。納品物及び納期の変更が必要な場合は甲と協議すること。

- | | |
|----------------------|---------|
| (1) 分析結果の報告 | 令和5年 8月 |
| (2) データヘルス計画書（中間報告） | 令和5年10月 |
| (3) データヘルス計画書（概要） | 令和6年3月末 |
| (4) データヘルス計画書（最終報告書） | 令和6年3月末 |
| (5) データ分析で得られた統計資料等 | 令和6年3月末 |

9 個人情報の保護

乙は、プライバシーマーク又はISMSを取得していること。

また、本業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、適切に管理に努めなければならない。

10 成果品の利用及び著作権

- (1) 乙は甲に対し、本業務の成果品に関するすべての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。）を譲渡するものとする。
- (2) 甲は、本業務の成果品の改変を行うことができるものとし、乙は、本業務の成果品に関する著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 乙は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して

著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、乙が負うものとする。

1 1 再委託に関する注意事項

契約に係る履行の全部又は主要な部分若しくは概ね契約金額の2分の1以上に相当する業務を第三者に委任し、又は、請け負わせることは、原則禁止とする。

なお、付随的な業務や補助的な業務の再委託については、文書による申請と甲の承諾が必要となる。

1 2 その他

この業務委託仕様書に定めのない事項及び様式等は、必要に応じ甲乙協議の上、定める。